

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長及び千歳市教育委員会教育長から令和6年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年11月8日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 山口 康弘

【千歳市長】

課	指摘事項	講じた措置
建設部都市整備課（タイムズ24株式会社連合体：グリーンベルト地下駐車場）	定期券の販売については、千歳市駐車場条例施行規則により1箇月単位と定められているが、日割計算により料金が徴収されているものがあつた。	千歳市駐車場条例及び千歳市駐車場条例施行規則に基づく定期券の販売に関する取扱いを徹底するよう、指定管理者へ文書による指導を行つた。
	既納料金の還付については、千歳市駐車場条例施行規則により、駐車場の全部の供用を休止したときに限られているが、利用者の都合による還付を認めているものがあつた。	千歳市駐車場条例及び千歳市駐車場条例施行規則に基づく既納料金の還付に関する取扱いを徹底するよう、指定管理者へ文書による指導を行つた。

【千歳市教育委員会教育長】

課	指摘事項	講じた措置
教育部文化施設課（公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会：青少年会館）	収支報告において、光熱水費等の経費が実際の支出額より少ない金額で記載されており、その結果、収支差額が過大となつていた。	収支報告の内容は、モニタリングの報告事項でもあることから、領収書等との突合、複数の職員によるチェックなど、入念な確認の上作成するよう指定管理者に文書で指導した。
	収支報告において、法人の本部経費の一部が指定管理業務経費に含めて計上されており、その結果、収支差額が過少となつていた。	法人本部の経費を管理業務の経費として計上することは適切な取扱いではないことから、収支差額として計上するよう文書で指導した。